

広島県告示第千三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年一月四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道別迫上下線	府中市上下町国留字藤丸一〇〇六番二地先から 府中市上下町国留字藤丸一〇〇九番四地先まで	令和五年二月一八日